

## 議案第 9 4 号

北本地区衛生組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更  
について

市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年 3 月 2 3 日から北本地区衛生組合の共同処理する事務を変更するとともに、北本地区衛生組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本地区衛生組合規約の一部を変更する規約

北本地区衛生組合規約（昭和 3 9 年埼玉県指令 3 9 地第 4 , 1 8 6 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条中「菖蒲町」を「久喜市」に改める。

第 3 条中「組合は、」の次に「組合市町（久喜市においては、別表に掲げる区域に限る。）の」を加える。

第 5 条第 1 項中「菖蒲町 3 人」を「久喜市 3 人」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「前項の人口」の次に「（久喜市においては、別表に掲げる区域の人口とする。）」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条、第 1 3 条関係）

菖蒲町小林、菖蒲町上大崎、菖蒲町上栢間、菖蒲町河原井、菖蒲町三箇、菖蒲町柴山枝郷、菖蒲町下栢間、菖蒲町菖蒲、菖蒲町昭
--

和沼、菖蒲町台、菖蒲町新堀

附 則

この規約は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。